

(募集要項)

延岡市立島浦診療所指定管理者募集要項

公の施設である延岡市立島浦診療所の設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 延岡市立島浦診療所
- (2) 所在地 延岡市島浦町468番地68
- (3) 施設の設置目的
延岡市島浦地区住民の健康保持に必要な医療を提供する
- (4) 建物構造 鉄骨造平屋建て
敷地面積 500㎡
延床面積 162㎡
- (5) 施設内容
診察室、処置室、レントゲン室、会議室（旧内視鏡室）、待合室
事務室、薬局、職員休憩室、給湯室
- (6) その他 島浦町内に医師専用住宅を準備している

2 応募の資格等

- (1) 応募資格
 - ア 市内に主たる事務所を置く又は置こうとする団体であること（法律上、個人が指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。）。
 - イ 営利を目的としない法人等であること。
 - ウ 管理者として医師1名を配置できること。
 - エ 適格請求書発行事業者としての登録を受けていること。
- (2) 欠格事項
 - 法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する。
 - イ 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。
 - エ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。
 - オ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。

カ 法人等又は法人等の役員が国税及び地方税を滞納している。

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

また、指定管理者として指定された後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定が取り消される場合があります。

3 選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減を図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- (5) その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 診療に関すること。
- (2) 診療報酬等の収納に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

なお、詳細については、別紙仕様書のとおりです。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とします。

6 指定管理料

- (1) 年額52,126,000円（上限額）とします。指定管理期間中総額：521,260,000円
- (2) 診療報酬、その他診療所運営上発生した料金（以下、「診療報酬等」という。）は、すべて市の収入とし、指定管理料は精算をします。指定管理料が不足する場合は市と指定管理者が別途協議のうえ調整し、余剰する場合は市へ返還していただきます。ただし、診療報酬等を指定管理者自らの収入とすることで、管理運営の大幅な改善が見込まれる場合は、精算による返還を行わない選択もできます。その際、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も補填は行いません。
- (3) 指定管理料は、市と指定管理者との間で毎年度協議して締結する年度協定によって定めます。
- (4) 指定管理料の支払いは、四半期ごとの概算払いとします。
- (5) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

7 運営に際する目安（令和6年度実績）

- (1) 診療実績（令和6年4月1日現在の島浦町人口：671名）
 - ・患者数 1,099名
 - ・検診者数 95名
 - ・予防接種者数 251名

- (2) 収入金額 11,755千円(全額市に納入)
(内訳) 1. 医業収入 9,023千円
2. 医業外収入 2,732千円
- (3) 支出金額 34,835千円
(内訳) 1. 人件費 24,582千円
2. 医療費 6,513千円
3. その他経費 3,740千円
- (4) 指定管理料(支払限度額) 34,835千円(支出金額と同額)

8 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する際は、場合によっては市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得る必要があります。

9 募集要項の配付

- (1) 配付場所 健康福祉部地域医療政策課
〒882-8686
延岡市東本小路2番地1
TEL 0982-22-7066
FAX 0982-22-1347
- (2) 配付期間 令和7年7月1日(火)から 令和7年8月29日(金)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日曜日、祝日を除きます。)

10 質問及び回答

質問等がある場合は、別紙2の質問書にて電子メール、郵送又はFAXで送付してください。

- (1) 受付期間 令和7年7月1日(火) 午前8時30分～令和7年8月22日
(金) 午後5時15分まで
- (2) 送付先 募集要項配付場所に同じ
- (3) 回答日 随時
- (4) 回答先 質問した事業者及び募集要項を配付した事業者
- (5) 回答方法 電子メール、郵送又はFAXで行います。

11 提出書類

応募する際には、別紙仕様書を参考にし、次の書類を各2部(正本1部・副本1部)提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書(対象施設の管理運営に関するもの)
- (3) 収支予算書(対象施設の管理運営に関するもの)
- (4) 申請団体の概要
- (5) 役員等名簿
- (6) 誓約書(申請資格要件を満たすことについて)
- (7) 当該申請団体の登記事項証明書(法人でない場合は、これに類する書類[規約

等])

- (8) 当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）
- (9) 管理者就任予定者の医師免許証の写し
- (10) 適格請求書発行事業者であることを証明できる書類
[例]「適格請求書発行事業者の登録通知書」や「適格請求書発行事業者の登録申請書」の写しなど
- (11) その他市長が別に定める書類

1 2 提出期限

令和7年8月29日（金） 午後5時15分までに必着（郵送可）

1 3 提出先

募集要項配付場所に同じ

1 4 現地（事前）説明会の開催

現地（事前）説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、現地（事前）説明会参加申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、電子メール、郵送又はFAXにより申し込んでください。

- (1) 受付期間 令和7年7月1日（火）午前8時30分～令和7年7月11日（金）午後5時15分
- (2) 開催日時 令和7年7月17（木）午後2時00分
- (3) 開催場所 延岡市立島浦診療所
- (4) 申込先 募集要項配付場所に同じ

1 5 選定方法

- (1) 一次審査

所管課（地域医療政策課）にて選定基準に基づいて評価を行います。

- (2) 二次審査（選定会議）

延岡市指定管理者選定会議において、一次審査の審査過程及び評価内容等の説明を受け、その評価及び評点に関し審査を行った後、選定会議にて候補者を選定します。

1 6 選定結果の通知

応募者全員に、令和7年10月下旬に文書にて通知します。

1 7 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

18 損害賠償等

- (1) 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決直後に辞退した場合、市は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

19 その他

- (1) 指定管理者は、令和7年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 提出書類は、お返しできません。
- (4) 提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

20 問い合わせ先

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

延岡市健康福祉部地域医療政策課地域医療対策係 中矢

TEL 0982-22-7066

FAX 0982-22-1347

Email ti-iryoku@city.nobeoka.miyazaki.jp